

中世の石清水八幡宮における祠官「家」の成立

刑部 香奈

はじめに

中世の石清水八幡宮については、同宮への崇敬や、神人、「宗廟」の呼称など様々な観点から研究がなされてきた。例えば、伊藤清郎氏はその組織と機構、大山崎油神人や石清水の宮領などについて包括的にとらえており⁽¹⁾、朝廷、天皇による崇敬に関しては岡田莊司氏が神社行幸の成立と変遷について論じている⁽²⁾。石清水が「宗廟」とされたことについては、伊勢に次いで八幡宮が「宗廟」視されたという従来の認識に対し、高橋美由紀氏が八幡宮への「宗廟」視が伊勢より先行していたとし⁽³⁾、さらに、勝山清次氏が特定の神社に対する「宗廟」視は11世紀前半に宇佐八幡宮から始まったという重要な指摘をしている⁽⁴⁾。また、吉原浩人氏は、大江匡房が「宗廟」という呼称の定着に大きな役割を果たした、という評価をしている⁽⁵⁾。このように、石清水はこれまで様々な観点から研究対象として注目されてきたのである。

ところで、石清水には二つの顔があるのではなかろうか。ひとつは神社と社会との関わりといった外的な側面であり、もうひとつは、神社内部の人的編成など内的な側面である。この二つを明らかにすることによって、中世の石清水の実態に迫ることができるものと考える。その意味において、これまでの研究は崇敬の対象としての石清水や、朝廷と石清水の関係など、外的な側面に注目したものが多く、内的な側面を論じた研究はあまりなかったように思われる。

そのなかで、石清水の組織に注目し、「石清水祠官系図」⁽⁶⁾と「紀氏系図」⁽⁷⁾の分析を行ったのが伊藤清郎氏である。伊藤氏は、12世紀以降、石清水のなかで「紀氏」という一族が、祠官や神官など石清水の組織の主要部分を占めて自らに権力を集中させ、同宮における「門閥支配」を形成したと論じている⁽⁸⁾。それによれば、紀氏の「門閥支配」の形成には、大きく二つの段階があったと考えられる。すなわち、

- ① 石清水における御豊系紀氏の優位化
- ② 御豊系紀氏における田中・善法寺家の優位化

である。この点について伊藤氏は次のような見解を示している。まず、①に関しては、その端緒となる25代別当光清の女子美濃局（紀家子）が鳥羽天皇に伺候して2人の皇子（道恵法親王・覺快法親王）をもうけたことが、12世紀以降の御豊系紀氏の地位の安定への大きな力となったという。また、②において、同系紀氏の中で成立した田中家・善法寺家が、二家間や貴族との婚姻関係を背景に、田中家・善法寺家からほぼ交互に別当・検校を輩出する体制を築いたとしている⁽⁹⁾。これは、石清水の

内部的側面を明らかにするうえで、紀氏の重要性を示すものである。

紀氏について特に問題となるのが、石清水における「家」の成立である。伊藤氏の研究でも示されているように、紀氏は田中家・善法寺家に分かれ、さらに諸家に分かれていく。この点について伊藤氏は、紀氏が権力を集中させていく過程としてとらえるに留め、「家」が成立した背景については言及されていない。

伊藤氏の研究を踏まえると、石清水の歴史—とりわけ祠官の歴史—は、石清水という「組織」の歴史でありながら、ある時期からは紀氏という「一族」の歴史となり、そして田中・善法寺という「家」の歴史を兼ねることになる。

また、『石清水八幡宮史』では、田中家・善法寺家の形成に伴い、両家の経済基盤が宮領の一部を割き取る形でできた坊領（田中坊領・善法寺坊領）であったために、石清水の「公経済」が田中家・善法寺家の「私経済」としての側面を持つようになると指摘している⁽¹⁰⁾。つまり両家の成立が石清水の宮領や、宮の経済の在り方に大きな影響を及ぼしたことになる。

では、このように組織としての石清水の在り方に影響を及ぼす「家」は、いかなる経緯を経て、どのような背景のもとに成立したのであろうか。それを明らかにするには、「組織」としての石清水や「一族」としての紀氏との関係性の中で、「家」というものを考えていかなければならないであろう。また、伊藤氏が指摘するように、美濃局が田中家・善法寺家を含む御豊系紀氏の地位の安定にとって「大きな力」となったとするならば、彼女の存在をより明確に位置づけることが必要になるだろう。

そこで本稿では、中世の石清水の祠官の系譜の分析に加え、当時の祠官個人の動向や美濃局等、紀氏の女性の婚姻関係などから、紀氏の「家」がどのような背景のもとに形成されていったのかを考察したい。それによって、中世における石清水の内的な側面の一端を明らかにしたいと考える⁽¹¹⁾。

1. 石清水の祠官系譜における変動

(1) 栗林氏による継承方法の変化

まず、石清水での田中家・善法寺家という「家」を形成することとなる紀氏一族が、どのようにして石清水における地位を確立していったのかを考える。

石清水の主な組織は祠官（検校・別当・権別当・少別当）、神官（神主・権神主・俗別当・権俗別当・櫛宣）、三綱（権上座・寺主・権寺主・都維那・権都維那）により構成されている⁽¹²⁾。その中でも祠官が管理・運営の中心となり、別当・検校が祠官の長として存在し、少別当は官任と寺任の場合があり、修理別当・権別当・別当・検校の場合は官任となる⁽¹³⁾。

その中で、紀氏は石清水の創建当初から祠官として有力な地位を占めていた。これは宇佐八幡宮から八幡神を男山の地へ勧請した大安寺僧行教が紀氏の出身だったためであろう。ただ、初期においては、石清水の祠官の出身氏は固定的なものではなく、紀氏を中心に大中臣氏や清岡氏などの諸氏や、皇族出身者によって担われていた。かかる状況が変化し始めたのは、19代別当に栗林氏の元命が補

任された頃からである。

「石清水祠官系図」⁽¹⁴⁾によれば、栗林氏が石清水と関わりを持つのは、1014年（長和3）に弥勒寺講師元命が石清水八幡宮少別当に補任されたことが最初である。既に紀氏という有力な一族が存在するなか、栗林氏は別当職を元命—清成—清秀と子孫に譲り、一時的に独占した。加えて、清成・清秀の二人は臘次を超越して修理別当から別当に就いている。

このことが当時の石清水に与えた衝撃の大きさを示すのが、清秀によって臘次を超越された権別当兼清が「拳手噬舌入滅」⁽¹⁵⁾したことであろう。1063年（康平6）10月7日に起きたこの出来事は、清成・清秀之後崩也「西方ノ衆ヲ可滅願也」⁽¹⁶⁾というように、栗林氏への怨恨が原因であり、清秀による臘次の超越は兼清に相当の衝撃を与えたようである。

このことについて、飯沼賢司氏は別当職が元命から清成へ譲られたことによって「石清水における臘次による昇進の制度は解体した」⁽¹⁷⁾と述べ、宮内全体への影響を指摘しているが、これはやや誇張であろう。例えば、後の妙清・守清・尚清の間で、妙清に続き弘安5年に守清が検校に、尚清が別当に補任されたが、弘安8年に妙清が検校に還補されたために守清が別当に、尚清が権別当に還補されるということが起きている点などを考慮すると、少なくともこの時点で完全に臘次制が解体したとはいえない⁽¹⁸⁾。ただ、このような前例を作つてまで行った嫡子への相伝という行為の影響は大きかつたはずである。元々諸氏によって担われていた職掌が一定の氏によって継承されるということは、祠官の継承方法に大きな変化が生じたということになる。飯沼賢司氏によれば、このような「嫡子相伝の論理」による継承は「十一世紀半ばからみられる新しい継承の原理」⁽¹⁹⁾であるといふ。

それは当時の紀氏にとって、必ずしも歓迎できるものではなかったはずである。しかし一方で、この継承方法の変化が、後の石清水における紀氏の時代への布石となったのである。

（2）紀氏の正統性の確立

異例の手段によって別当の地位を独占した栗林氏であったが、その時代は長くは続かなかった。1103年、紀氏の光清が25代別当に補任されたことを境に、石清水の検校・別当・権別当・修理別当は紀氏が独占するようになる⁽²⁰⁾。また、光清以降、紀氏は田中家・善法寺家という「家」に分かれ、両家による検校・別当の独占体制が確立していくこととなる。

光清以降、紀氏が祠官を独占するようになったのは、光清が、祠官に補任される人物が紀氏であることを重視したことが大きく影響していると思われる。例えば1104年（長治元）に高信という人物が石清水の修理別当に補任されたことに対して、八幡大衆が訴えを起こし、神輿を奉じて入洛せんとの風聞が朝廷に届くという出来事があった⁽²¹⁾。その原因是、高信が源高正の実子であるのにも関わらず、戒信の子息を称することによって修理別当に補任されたことにある⁽²²⁾。当時別当であった光清自身も、「高信者戒信所従也、可被解官云々」⁽²³⁾と、高信が本当は戒信の所従であることを指摘して、高信の解官を求めている。そして朝廷側では、この騒動を引き起こした八幡大衆側の張本人は、光清であるとの疑いが起きたという⁽²⁴⁾。

結局、神人等による神輿入洛を回避するために、朝廷側が光清に対し高信の修理別当補任を撤回するかわりに、大衆による参洛を停止するように伝えて事態は収束した⁽²⁵⁾。

のことから、祠官職に対する光清の姿勢が知られるとともに、当時、既に大衆の間にも縁故関係による祠官職の継承が定着していたか、少なくとも定着しつつあったことが伺える。

また、光清が宇佐八幡宮の神宮寺である弥勒寺の講師職兼任を誓田山陵に祈った1123年（保安4）4月26日付別当法印光清告文⁽²⁶⁾には、石清水における祠官への補任に限らず、より広い意味で、八幡神を祀る祠官として行教の門徒である紀氏の正統性が主張されている。

なお、この時、弥勒寺講師職を相承していたのが、元命の出身氏族たる栗林氏である。そこで、この告文で光清は、自らの祖母が栗林氏の出身であったことに加えて、元命が石清水の祠官となってから行教の門徒となり姓を紀氏に改めた、と主張することによって自らが八幡神に関わる弥勒寺の講師職を兼務するにふさわしいと述べている。つまり、八幡神を祀る祠官としての紀氏の正統性を強調するとともに、栗林氏を紀氏の系譜に取り込み、石清水の祠官について他氏の入り込む余地をなくそうとしているのである。

そして、光清の子息勝清の権別当補任にさいしての1127年（大治2）12月24日付太政官牒写⁽²⁷⁾では「就中勝清者、云門徒行教和尚之苗裔、云俗姓紀御豊之末胤、亦當時法印光清之弟子、別当法眼任清之舍弟也、採択之処、誰謂非拠」とあり、勝清が紀氏の出身であることが強調されている。

これらのこととは、紀氏の姻戚関係にも影響を及ぼしたようである。管見の限り、平安から鎌倉末期までの間で、婚姻相手が分かる紀氏の女子は74人であり、その内、48人の婚姻相手が紀氏内部の人物である⁽²⁸⁾。これに加えて、紀氏内部で婚姻した女子の内、18人が別当経験者に嫁いでおり、その内、父親も別当経験者である女子は16人となっている⁽²⁹⁾。

このような事態が生じたのは、姻戚関係の複雑化を回避することによって、紀氏の地位の安定化を図るという目的と、父から子へ、子から孫へ祠官の地位を継承するためであろう。それぞれの婚姻の時点での父親や夫の位は定かでないが、紀氏の正統性が確立された石清水においては、父親にとって、娘が紀氏の男子をなすことは重要な意味を持っていたはずである。

こうして光清以降、紀氏は石清水の祠官として正統性を確立し、検校・別当・権別当・修理別当を独占する体制を築き上げていくのである。

2. 石清水の祠官と外部権力

（1）栗林氏と摂関家

1章では、紀氏が田中家・善法寺家に分かれて検校・別当の地位を独占する前提として、栗林氏と光清による祠官の継承方法の変化から、紀氏の地位の確立に至る経緯をみてきた。

では何故、彼らはこのような変化をもたらすことができたのであろうか。特に元命の代には栗林氏はまさに新参者であり、栗林氏が宮内においてどの程度の人脈を築けたのか定かでない。そのような

状況で、栗林氏が別当職の嫡子相伝という当時の石清水において相当「強引」⁽³⁰⁾なことを行うには、それ相応の後ろ立てが必要であったろう。また、それは、紀氏の地位確立においても同様であろう。そこで、本章では栗林氏や紀氏がどのような社会的背景を後ろ立てとしていたのか、という点に注目する。

ここで重要なのが、栗林氏や紀氏の各個人が外部の人物との間に形成する人間関係であると考える。先に触れたように、創建当初から、石清水別当は諸氏によって担われており、その中で紀氏が有力な地位を占めていた。そのような状況のなか、臘次の超越までして別当の地位を一族内で継承させるという異例の人事を行った栗林氏の元命は、石清水に入る以前、弥勒寺講師の頃から摂関家と浅からぬ関係をもっていたようである。

この点について、飯沼賢司氏によれば弥勒寺には寛弘年間に摂関家の御願で喜多院内法華堂・常行堂が建立され、元命自身にも弥勒寺講師に就任以来、公家太平と藤原道長の増長宝祚を祈願してきたとして、摂関家の繁栄は自分の日夜の祈願の結果との自負があったという⁽³¹⁾。さらに飯沼氏は、元命が石清水少別当に補任されてからの元命と藤原氏の関係についても、元命の法橋叙任や権別当元命の公文書への署名などを巡って、紀定清との確執が生じた際の一連の動向から、藤原道長・行成・実資との人脉が元命に有利に作用したとして、元命が石清水八幡宮別当に至るまでの道程において「藤原道長の強い後押し」⁽³²⁾があったとしている。また、元命の子息清成も、藤原道長を師主としていることや『古事談』の記述などから、元命と同様に「摂関家と密接な関係にあった」⁽³³⁾とも指摘している。このように、時の権力者たる摂関家との関係が、栗林氏の勢力に少なからず影響を及ぼしたことが推測される。

(2) 紀氏と皇族・貴族 一光清と白河院一

一方、紀氏の場合はどうであろうか。とくに祠官の継承方法を変化させ、紀氏による独占にまで繋げた光清にとって、外部の権力者と関係を築くことは非常に重要なことだったはずである。というのは、朝廷を含め、崇敬の対象として外部からの関心も高かった石清水において、紀氏が祠官を独占することは、石清水内部への影響に留まるものではなく、対外的にも紀氏の正統性を認められる必要があったと考えられるからである。

光清による人脉の形成は、父頼清の方向性を継承するものと考えられる。元命系3代を経て紀氏の別当となった頼清は、従来、主に栗林氏が重視してきた摂関家と院権力と密接な関係を有していた。そして、光清はかかる関係を引き継いだのである⁽³⁴⁾。

特に光清は白河院の院宣により大山寺別当に補任されており⁽³⁵⁾、前述の高信の修理別当補任の問題に関しても、高信の補任のために挙状を召すべしとの堀河天皇の意向が頭弁を介して白河院へ伝えられ、院から光清へ伝えられるなど⁽³⁶⁾、白河院との関係が密だったようである。では、両者の関係はどのようにして築かれたのであろうか。

その背景として、ここで少し、当時の石清水とその祠官が社会的にどのように位置づけられていた

のかをみてゆきたい。その手掛りとして、ここでは石清水に対する「宗廟」という呼称に着目する。吉原浩人氏によれば、八幡神に対する「宗廟」という呼称が公式に用いられたのは 1088 年（寛治 2）のことであるという⁽³⁷⁾。また、本稿の冒頭でもふれたが、吉原氏は八幡神に対する「宗廟」という呼称の定着に大江匡房が大きな役割を果たし、匡房の死後は、「その言辞が一つの権威として、堂上貴族や各寺社において重視・珍重され、ますます広まっていくことになった」としている⁽³⁸⁾。

この「宗廟」という呼称は、単に篤い崇敬の対象として敬称的に用いられただけではない。「宗廟」であることによって、石清水とその祠官は、社会的にも他の社寺とは別格の地位を築いたのである。例えば、光清より後の代の記録となるが、1218 年（建保 6）8 月には、山門が石清水別当宗清を訴えるという出来事が起こった。そのさい、宗清を罪科に処すことなど山門から提出された複数の要求に対して、朝廷は「於宗清罪科者、不可然」とした上で、「八幡者宗廟異于他、依他社訴訟、忽難被行科怠」と述べている⁽³⁹⁾。

また、「弘安礼節」所収の書札礼において「諸寺三綱及八幡社官僧綱法橋上人位」は「可准地下四位諸大夫」と規定されたことに対して、石清水側は、「社官」には祠官が含まれ、祠官は諸寺三綱と同等とされるべきではない、と主張し、その改定を要求している。そのさいの根拠として、石清水は「宗廟」長官の別格性を主張しているのである⁽⁴⁰⁾。

このように、後に石清水とその祠官が、他の社寺に優る社会的地位を確立していることを踏まえれば、光清の代にも、既に石清水への関心が相当高まっていたことが推測される。実際、白河院は石清水へ 10 回の行幸と 13 回の御幸を行っており、それまで行われてきた歴代の石清水行幸・御幸に比べて明らかに回数が多く、関心の高さが伺われる⁽⁴¹⁾。

一方、光清自身もまた、白河院による石清水御幸のさいに宿院の敷設や当日の接待に関与するなど⁽⁴²⁾、積極的に院との関わりを持とうとしていたことが伺われる。このような状況の中で、両者の関係は次第に近づいていったものと考えられる。そうして形成された自らの地位と皇族・貴族との人脈を背景に、光清は紀氏の正統性を主張し、それが周囲に受け入れられていったのではないだろうか。

また、先に触れた高信の修理別当補任問題は、修理別当が官任の職であるために、朝廷側と石清水側で意見の不一致が生じ、神人らによる騒動に発展した。石清水が勢力を拡大するにつれ、このように朝廷と石清水の間で起りうる問題を事前に回避することと、そのための手段として、互いに良好な人脈を形成しておくことの重要性が増していったのではないだろうか。

さて、こうして築き上げた社会的関係性を生かして、光清は自ら別当を経て検校を務めた。そして、子息の任清が別当に補任され、以降、検校・別当・権別当・修理別当の職が光清の思惑の通り紀氏一族によって継承されてゆくのである。

さらに、光清による人脈形成が功を奏したのか、「石清水祠官系図」によれば、光清は女子 2 名を皇族に出仕させている。これ以前にも、元命が女子を白河院に出仕させ、頼清の姉もまた鳥羽院皇后に出仕しているので⁽⁴³⁾、それ自体は決して異例のことではなかった。ただ、光清の女子に関して注目すべきは、美濃局（紀家子）の存在である。光清と白河院の関係が影響したのか、美濃局は始め、

白河院猶子として院の寵人であった待賢門院の女房として出仕し、後に鳥羽院の寵を受けて鳥羽院女房となる⁽⁴⁴⁾。そして、石清水の祠官家の中では初めて、鳥羽院六宮（道恵法親王、天王寺別当）・七宮（覚快法親王、天台座主）、姫宮（雙林寺阿夜御前）という3人の皇子の生母となったのである⁽⁴⁵⁾。

光清の代の隆盛ぶりは「光清雖為八幡祠官、被聽三壺之仙籍、時之昌榮家之光輝而已」⁽⁴⁶⁾と評されているように、凡そ一般的な祠官らしからぬものだったようである。その背景として、美濃局が3人の皇子の生母となったこともまた、光清の代で皇族・貴族一ひいては朝廷との関係が急激に近づいた要因の一つとして、大きな役割を果たしたものと考えられる。

3. 紀氏の二大勢力化

（1）勝清と成清の系譜の隆盛

光清による祠官系譜の統制を経て、石清水では紀氏出身の検校・別当が続くようになった。その一方で、紀氏は田中家・善法寺家という二大勢力に分かれることとなる。

田中家は、光清の子息にして、栗林氏の覚心女を母とする28代別当勝清の子息慶清に始まる系譜であり、善法寺家は、光清の子息にして、花園左大臣女房小大進局を母とする30代別当成清の子息祐清に始まる家である。両家は後に諸家に分かれてゆくのだが、いずれにせよ勝清と成清の系譜が二大勢力として別当・検校などの祠官を務めてゆくこととなる。そこで、まずは各系譜の初めとなる成清と勝清に注目してみるとこととする。

祐清の父成清は、光清の晩年の子息であり、小大進局が成した子の内、唯一の男子だった⁽⁴⁷⁾。成清が9歳の時に光清が死去すると、小大進局とともに左大臣源有仁のもとで養育されることとなる⁽⁴⁸⁾。これによって、成清は一段、石清水から離れた。紀氏の人間が必ずしも石清水内で職掌を得てゆくわけではないが、若いうちから順当に社寺務を務め、将来は祠官に就くという道は、ここで一度消えたと考えて差し支え無いであろう⁽⁴⁹⁾。その後、成清は音楽の才があつたらしく高野御室（覚法法親王）（1091～1153年、白河院第四皇子）に管弦でもって祇候することとなる⁽⁵⁰⁾。

さて、『古事談』⁽⁵¹⁾によれば、成清は16歳のときに出家するが、石清水へ戻ることはなかったようである。しかし、有仁の死後、成清の話を聞いた鳥羽院の意向により修理別当として石清水に入ることとなる。石清水における祠官の経歴を積んでいなかった成清がいきなり修理別当に就くことは異例のことだったのである。石清水の側は、宮寺の拳状がなく院の意向のみで人事が行われることに難色を示した。それでも院の意向は変わることなく、成清は石清水の修理別当となり、後々別当・検校を務めるに至る。

このことで、鳥羽院と成清の関係は浅からぬものとなったことが推測される。とくに鳥羽院にとって、成清は異母腹とはいえ自らの女房である美濃局の弟であり、元より思うところがあったかもしれない。

しかし、鳥羽院は成清の修理別当補任と同年に崩御しており、成清が石清水に入ってからの直接的

な後ろだてとして鳥羽院が存在し続けたわけではない。一方で、鳥羽院の肝煎りで成清が石清水修理別当に就任した当時、宮内ではすでに祠官として経験を積んでいた異母兄弟らによってその地盤が固められていたと考えられ、成清が宮内に後ろだてを求める余地がそれ程あったとは考えにくい。

では、成清やその子息は、いかにして宮内で地位を確立していったのであろうか。この点について考えられる可能性の一つは、彼らが自らの後ろだてを石清水の外に求めた、ということである。

このことに関して、宮地直一氏は、勝清の没後（1171年（承安元）2月4日没）、慶清の讒訴によって平清盛に悪まれたために所帯を離れて仁和寺辺りに閑居していた成清は、源頼朝と結ぶことによって地位を恢復し、これが源氏との師檀関係の始めとなる、と指摘している⁽⁵²⁾。つまり、石清水修理別当就任時と同様に、成清は外部権力を後ろだてにして石清水に戻ってきたのである。なお、宮地直一氏は、成清と頼朝の関係について「その男山に勢力を得たるもまったく頼朝の威光に頼れるもの」⁽⁵³⁾と評している。また、伊藤清郎氏は、成清と慶清による弥勒寺講師・喜多院々司職をめぐる相論について、最終的には頼朝が1184年（元暦元）10月28日に成清による弥勒寺・宝塔院荘々の興行の申請を院に執奏したこと、弥勒寺・喜多院々司への成清の還補を定めた1184年（元暦元）11月24日の太政官符を引き出し、その後、同職は成清の系譜で相伝されていったと指摘している⁽⁵⁴⁾。このように、頼朝の影響力は成清に有利に作用しており、この後、源氏の隆盛期が続くことを考慮すると、成清の系譜はその恩恵に与ったであろうと考えられる。

また、祐清は鳥羽院七宮を師主とし、成清の女子の一人は雙林寺に入った鳥羽院姫宮に祇候している⁽⁵⁵⁾。この七宮・姫宮の母が美濃局であるという縁もあってのことではあろうが、恐らく一番影響したのは成清と鳥羽院の関係であろう。というのは、美濃局本人の縁は善法寺家よりも田中家のほうにあると考えられるからであるが、この点については後述とする。

なお、勝清の系譜についても後白河院との関係が認められるものの、外部権力との明らかな関わりは成清の系譜ほど顕著ではないようである。とくに女子による貴族との婚姻などは、成清の系譜のほうが多くみられる（資料3）。

但し、女子による皇族への出仕については、勝清の系譜においても宗清の代から顕著になってくる⁽⁵⁶⁾。これは偶然と捉えるべきかもしれないが、宗清が成清の系譜である棟清と契約を交わす仲であることや、宗清の母が成清の女子であり、妻に祐清の女子がいることなどを踏まえると、外部権力と関わりが強かった成清の系譜の影響を受けた結果のようにも思われるのだが、この点はあくまでも可能性の指摘に留めておく。

このように成清が石清水に入るさいの鳥羽院との関係のみならず、その後も皇族や源氏などの貴族といった外部権力との関係を後ろだてに、成清の系譜は紀氏内部において有力な地位を確立していったのである。

では、一方勝清の系譜の場合はどうであろうか。「石清水祠官系図」によれば、慶清の父勝清は光清の長男だったわけではなく、同母の兄弟の中では兄の任清が勝清より先に別当職に就いていた。弟の最清も、1155年（久寿2）に38歳の若さで他界したものの権別当まで上っており、子息等もいた。

それにもかかわらず、勝清の系譜が紀氏内部、特に覚心女を母とする兄弟間での競合に勝利して、田中家として隆盛してゆくのである。

その背景として考えられる一つの要因は、勝清と後白河院の関係である。後白河院は白河・鳥羽院同様、石清水への崇敬・関心を持っていたようであり、生涯に度重なる石清水御幸を行っている（資料2）。そして1167年（仁安2）の後白河院による石清水御幸のさいに勝清は御前に召されて僧正に擬せられ、さらに勝清の女子には後白河院近臣である源資賢に嫁いだ者もいる⁽⁵⁷⁾。これらのことから、光清と白河院の関係のように、勝清の背後には後白河院の存在があったものと考えられる。

もっとも、後白河院にとって、勝清という人物そのものに対して、特別に思うところがあったかは分からぬ。つまり、勝清の兄弟の中で、何か理由があつて特別に彼を選び、「勝清との関係」を築いたのではなく、その当時の「石清水別当との関係」を築いたところ、その「石清水別当」が偶々勝清だっただけという可能性は考えられる。ただ、これまでみてきたように、成清の系譜と勝清の系譜が隆盛した背景には、特に鳥羽院・後白河院や貴族など、外部の権力者との関係を築いたことが大きく影響していたと考えられるのである。

（2）紀氏の二大勢力化—「家」の成立と職掌の分轄—

では、紀氏一族内における田中・善法寺家という二大勢力の形成にみられるように、「家」が生じたそもそもの原因は何であったのか。

ここでは、美濃局の存在に注目したい。上述のように伊藤清郎氏は、12世紀以降の御豊系紀氏の地位の安定化の背景には光清の女子美濃局が鳥羽天皇に伺候して2人の皇子（道恵法親王・覚快法親王）をもうけたことが、大きな力として存在していたと指摘している⁽⁵⁸⁾。そこで、ここからは美濃局と紀氏の「家」についてみていくこととする

美濃局との関係性は、善法寺家よりも田中家のほうが強いと考えられるということは、先に触れた。これは、坊領から伺われる。田中家・善法寺家が経済基盤とした石清水の宮領は、宮寺（護国寺）領、宿院極楽寺領、坊領、渡領としての社務領、所司・供僧等領によって構成されている⁽⁵⁹⁾。伊藤清郎氏は、石清水の宮寺領そのものは、多くの場合寄進によって成立したようであり、極楽寺領も後に宮寺領に包括されていくようあるとされている⁽⁶⁰⁾。坊領は元々、これら宮領だったものの一部を紀氏が相承相伝するようになったものであり、それらが田中坊領・善法寺坊領として発達し、鎌倉初頭には確立してゆくのである⁽⁶¹⁾。具体的には田中坊領の主なものとしては観音堂・宇美宮領・筥崎宮領・東宝塔院領などがあり、善法寺坊領の主なものとしては弥勒寺領・正八幡宮領・香椎宮領・別神領（私領）などがある⁽⁶²⁾。

さて、美濃局の所領の全体像は明らかではないが⁽⁶³⁾、光清から美濃局へ大塔院領⁽⁶⁴⁾と観音堂領⁽⁶⁵⁾さらに周防国遠石別宮⁽⁶⁶⁾が伝えられ、それらが田中家の坊領として相伝されていったことが「石清水文書」から分かる。これは美濃局が慶清の子息である道清を幼少の頃より猶子とし、自らの所領を道清に伝えたためである⁽⁶⁷⁾。このことは、田中家が隆盛した背景として、大きな意味を持つ

たであろう。

なお、大塔は白河院と鳥羽院の御願であり⁽⁶⁸⁾、観音堂は美濃局が鳥羽院六宮の御願として建立したものである⁽⁶⁹⁾。光清が美濃局にこれらの所領を伝えたのは、彼女と関係があるものだからであろう。同様に、田中家の坊領の一つとして他にも待賢門院御願の小塔院領⁽⁷⁰⁾などがある。その供料所である阿波国堀江庄⁽⁷¹⁾が美濃局の領地であったかは定かでないが、美濃局が元々待賢門院女房であったことを考慮すると、やはり美濃局との関係性の強さから、田中家に相伝されることとなった可能性が考えられる。

美濃局が田中家に近い立場に立った背景には、まず、成清が美濃局にとって異母腹であり、勝清が同母腹だったことが考えられる⁽⁷²⁾。そしてもう一つ考えられるのは、道清に所領を付属することによって、権力・財産の集中化を図ったのではないかということである。

元々、美濃局が光清から伝えられた所領は、美濃局の死後は同母の最清及びその子息らによって継承するように光清によって定められていた⁽⁷³⁾。つまり、その所領に対する美濃局の権限は一期に限られていたということである。野村育世氏によれば、家族史や相続の問題でしばしば注目される摂関家領の歴史においては、女子につき一期に限る相続は九条兼実によって、その女子である宜秋門院の相続が一期に限られていたものが初例であるという⁽⁷⁴⁾。しかし、美濃局への付属を定めた「検校光清・別当任清連署状」⁽⁷⁵⁾は1137年（保延3）のものである。したがって、石清水では摂関家よりも早くに一期限りの相続が行われていたことになる。

最清は美濃局より先に死去してしまうが⁽⁷⁶⁾、最清には子息らがいたので、光清の指定通りに最清の系譜に所領を伝えること自体は可能だったと考えられる。しかし、美濃局は道清を猶子とし、自らの所領を伝えたのである。これにより、光清から美濃局に伝えられた所領は、田中家で伝えられていくことになる。

恐らくこれは、摂関家領と石清水の宮領という性格の違いによるものであろう。石清水の宮領である坊領（田中坊領・善法寺坊領）は、いわゆる私領ではない。あくまで石清水の宮領という公的なものであって、その所領の分散は防ぐべきものであったと考えられる。男子への相続ならば、さらにその門徒—子息らに相続させて石清水内で師資相承させてゆくところが、美濃局が女子であって、紀氏の夫—その子息が無かったことが彼女の権限について一期に限られた原因であろう。完全な私領ではないために、単純に一族という関係性のみで相伝してゆくことができなかつたと考えられる。

また、坊領の相承は、単に所領の問題ではなく、弥勒寺講師と弥勒寺領、筥崎宮検校と筥崎宮領というように、職掌とも密接に関わっている。つまり、筥崎宮領が田中坊領に含まれているということは、筥崎宮検校職は田中家で相承される、ということを意味する。したがって、坊領の形成と密接に関わる「家」の成立は、同時に、職掌の分轄とも密接に関わっていることになる。

伊藤清郎氏は、石清水において鎌倉初期には田中・善法寺両家の系統から別当を選補する体制が確立しており、またその背景には両家間で姻戚関係が結ばれていることがあげられるとしている⁽⁷⁷⁾。また、黒田俊雄氏の「中世寺社勢力論」を踏まえて、12世紀前半以降御豊氏系紀氏が祠官や神官な

どの組織の主要部分を一族で占め、機構（政所・公文所・供所・達所・馬所・諸奉行）の中核を押されて権力を自らに集中させていき、加えて一族内の師資相承関係を結びながら私的な「門流」を形成していったと指摘している⁽⁷⁸⁾。

さらに、伊藤氏は、善法寺家に顕著にみられる坊領の中の別神領（私領）が、鎌倉末頃から拡大されて家産的組織が一層整えられていく様について、鎌倉初期にできた体制の動搖を示していると述べている⁽⁷⁹⁾。このように、伊藤氏は12世紀以降から少なくとも鎌倉末までの紀氏が一族としての集団性を保っていたものと捉えられているようである。

確かに、石清水という組織として捉えれば、前面に出てくるのは紀氏という一族であり、紀氏による祠官職の独占体制から、一族が集団性を保っていたように捉えられるであろう。しかし、その内部で紀氏は、鎌倉末以前、むしろ12世紀—光清の代以降、宮領の一部が勝清と成清の系譜で師資相承され、それに伴う職掌もまた両系譜で相承されることによって、次第に一族としての集団性を失っていったのではないだろうか。

光清の代以降、石清水では紀氏一族間での職掌の争奪や濫妨がしばしば生じ、各系譜間の関係が悪化する事態もみられる。例えば、本章1節でも触れたが、弥勒寺講師・喜多院々司職をめぐっては成清と慶清の争論が生じており⁽⁸⁰⁾、また、成清の系譜である棟清と勝清の系譜である宗清は、契状を交わして問題が生じることを回避しようとしたが⁽⁸¹⁾、成清の子息である幸清が両者を離反させようとする事態⁽⁸²⁾が生じている。これについては、1225年（嘉禄元）9月24日付法印宗清契状案⁽⁸³⁾によれば、この時、幸清は所帯の別当職を宗清に譲るか、或いは自らの子息当清を宗清の養子することで棟清と宗清を離反させ、それに乘じて棟清が所帯している弥勒寺講師職を奪うべく、宗清を誘ったという。

その際、宗清のもとへ遣わされたのは房清という人物であった。彼は田中家から派生した宇美宮家の初代にあたる人物だが、実はこの房清には幸清の女子が嫁いでいる。さらに、幸清は棟清から弥勒寺講師職を奪わんとした一方で、彼の女子の内2人が棟清に嫁いでいる⁽⁸⁴⁾。また、成清と慶清も職掌や領地争いをしながらも、成清の女子が慶清の子息道清に嫁いで宗清の母となり、慶清の女子が成清の子息祐清に嫁いで棟清の母となっている⁽⁸⁵⁾。このことについて、それぞれの関係性から鑑みると、これらの姻戚関係は政治的手段としての婚姻によるものであろう。

このように、光清以降、祠官としての紀氏の正統性を確立することで他氏を排斥した結果、それまでは他氏が競合相手であったのが今度は身内同士が競合相手となり、紀氏は一族内部での競合状態に陥ったものと考えられる。そして、競合関係や政治的関係性の高まりは、おのずと各系譜の勢力伸張傾向と独立性を高めたものと考えられる。つまり、石清水における「家」の成立には、紀氏一族という大きな集団よりも、「勝清の子孫」や「成清の子孫」というように、より限定的な、個々の系譜の重要性が増していった、当時の石清水内部の状況が影響していたのではないだろうか。

おわりに

ここまで述べてきた、石清水の祠官系譜の変遷とその背景は、別当の代数に基いて大まかに5つの段階に区切ることが出来る。すなわち、①初代安宗から18代定清まで、②19代と推定される元命から24代清円まで、③25代光清から27代巖清まで、④28代勝清から39代行清まで、⑤40代妙清以降、というものである。

それぞれの段階について、その特徴を指摘すると、①は紀氏が中心的ではありながらも諸氏によって祠官が務められていた時代で、②は栗林氏によって「嫡子相伝の論理」に基く新しい継承方法が石清水に持ち込まれ、祠官系譜の変動が生じた時代である。その要因として、元命によって石清水の祠官と皇族・貴族の緊密な関係が築かれたことが重要だと考える。

そして、③の時代には、光清が白河院との関係などを背景に、栗林氏が用いた「嫡子相伝の論理」と祠官としての紀氏の正統性を強調することによって他氏の排斥を行い、子息任清が続いて別当に就くことになる。この③期に石清水における紀氏の時代が始まるのである。そのさい、注目すべきは光清の女子美濃局が待賢門院女房として出仕し、後に鳥羽院の寵を受けて院女房として3人の鳥羽院御子らの生母となったことによって、石清水と皇族の関係が強化されたことである。特に、④の時に鳥羽院の意向によって成清が修理別当に補任されたことは、石清水と皇族の関係の密接さと宮内への院権力の介入を象徴するものであろう。そして、今回は稿中で詳細に触れることは出来なかったが、⑤期には、検校・別当の転任・還補が頻発するようになるのである⁽⁸⁶⁾。

石清水における祠官系譜の変遷—とりわけ、「家」の成立に大きな影響を与えた人物は、光清であるといえよう。彼は栗林氏の元命が用いた「嫡子相伝の論理」や祠官としての紀氏の正当性を強調することによって、石清水における紀氏の絶対的地位を確立し、祠官の継承方法に変化をもたらした。しかし、その結果、紀氏内部で職掌や所領をめぐって一族内で競合するようになる。このとき、かつて元命や光清が皇族・貴族など外部に後ろだてを求めたことによって築かれた人脈が、一層重要性を増したものと考えられる。特に成清が鳥羽院の意向によって石清水に入ったことは、石清水の勢力図を大きく変動させ、外部権力の介入と相俟って各系譜間での職掌・所領をめぐる一族内の競合に拍車をかけたと考えられる。

このように、中世の石清水八幡宮における祠官「家」は、12世紀以降、一族としての集団性を失った紀氏の各系譜が勢力伸張を図り、独立性を高めていったなかで成立していったと考えられるのである。

【註】

- (1) 伊藤清郎「中世前期における石清水八幡宮の権力と機構」(中野幡能編『八幡信仰事典』戎光祥出版、2002年所収、1976年初出)。
- (2) 岡田莊司「神社行幸の成立」(『平安時代の国家と祭祀』続群書類從完成会、1994年所収、1991年初

出)。

- (3) 高橋美由紀『伊勢神道の成立と展開』補論「中世における神宮宗廟視の成立と展開」(大明堂、1994年)。
- (4) 勝山清次「伊勢内宮祭神の中世的変容—皇祖神と国主神—」(『京都大学文学部紀要』46号、2007年)。
- (5) 吉原浩人「八幡神に対する『宗廟』の呼称をめぐって—大江匡房の活動を中心に—」(中野幡能編『八幡信仰事典』戎光祥出版、2002年所収、1993年初出)。
- (6) 「石清水祠官系図」(『続群書類從』第七輯所収)。
- (7) 「紀氏系図」(『続群書類從』第七輯所収)。
- (8) 伊藤清郎「紀氏門閥支配の形成」(『中世日本の国家と寺社』高志書院、2000年)。
- (9) 前掲註(8)。
- (10) 『石清水八幡宮史』首巻「社領(坊領并社務領)」(石清水八幡宮社務所、1936年)。
- (11) ここからは(資料1)を適宜、参照頂きたい。
- (12) 前掲註(1)、『石清水八幡宮史』首巻(前掲註(10))。
- (13) 前掲註(1)、『石清水八幡宮史』首巻(前掲註(10))。
- (14) 「石清水祠官系図」(前掲註(6))。
- (15) 「石清水祠官系図」(前掲註(6))。
- (16) 「石清水祠官系図」(前掲註(6))。
- (17) 飯沼賢司『八幡神とはなにか』4章3節(角川書店、2004年)。
- (18) 「石清水祠官系図」(前掲註(6))、前掲註(8)。
- (19) 飯沼賢司氏は、①それまで相伝の職ではなかった石清水の別当職を、元命が嫡子(清成)に相伝したこと、②石清水の別当職と同様に、それまで相伝の職ではなかった弥勒寺講師職を嫡子(戒信)に譲っていることから、元命は「宇佐八幡宮や石清水八幡宮の中に中世的な支配体系を築き上げた人物」としている(前掲註(17))。
- (20) 前掲註(8)、「石清水祠官系図」(前掲註(6))。
- (21) 『石清水八幡宮史』四輯(石清水八幡宮社務所、1934年)739頁(『為房卿記』長治元年2月22日条)、大日本古記録『中右記』長治元年2月15日条。
- (22) 前掲註(21)『中右記』同日条。
- (23) 『石清水八幡宮史』四輯(前掲註(21))739頁「石清水八幡宮略補任 修理別當」。
- (24) 『石清水八幡宮史』四輯(前掲註(21))(『為房卿記』同日条)。
- (25) 『石清水八幡宮史』四輯(前掲註(21))(『為房卿記』同日条)。
- (26) 大日本古文書「石清水文書」32号。
- (27) 大日本古文書「石清水文書」608号。
- (28) 「石清水祠官系図」(前掲註(6))。
- (29) 「石清水祠官系図」(前掲註(6))。
- (30) 飯沼賢司氏は、①それまで相伝の職ではなかった石清水の別当職を、元命が嫡子(清成)に相伝した

こと、②そのさい、当時修理別当であった清成が、権別当院救を超越する形で別当職に就いたことから、「強引な譲与」であったと評している（前掲註（17））。

(31) 飯沼賢司著（前掲註（17））4章2節。

(32) 飯沼賢司氏は、著書（前掲註（31））において次の二つの事例から元命と道長・行成・実資との人脈があつたことを指摘している。

① 元命の法橋叙任について反対する定清…石清水行幸の際に行成が定清に位記への捺印を迫る（『中右記』）

② 権別当元命と別当定清の間での、権別当の公文書への署名捺印問題…寛仁3年6月29日の陣定において、故なく正官と権官の署名が並ぶことについては定め難いとして判断が保留されたにもかかわらず、7月15日には道長が「石清水宮事権別当法橋元命不加署之文不可勘会公文之由可宣下ニ寮者」（『小右記』）というように、権別当元命の加署が無い文書は勘会公文をすべきではないという旨を主計寮と主税寮に下した。このことについて実資は「件事不被用公卿定、事甚不穩、只入道殿雅意云々」（『小右記』）と評している。

(33) 前掲註（17）。

(34) 飯沼賢司氏によれば、頼清は白河院の御所に頻繁に参上し、関白藤原師通が石清水に参詣し写経を行つた際には自ら講師を務めたという（前掲註（17））。また、光清については石清水に白河院御願の大塔を建立し、1113年（天永4）2月17日に供養を行い、供僧6口を置いたという（前掲註（17））。なお、大塔については『石清水八幡宮史』一輯（石清水八幡宮社務所、1932年）801～811頁「大塔 小塔」を参照。

(35) 大日本古記録『中右記』長治2年10月30日条。

(36) 前掲註（24）。

(37) 前掲註（5）。

(38) 前掲註（5）。

(39) 『石清水八幡宮史』四輯（前掲註（21））768頁「華頂要略」。

(40) 「石清水文書」336号「法印尚清言上状写」（弘安9年正月23日）。

(41) 行幸・御幸が増加するのは白河朝以降であるが、吉原浩人氏によれば、石清水と皇室の関係が深まるのは白河天皇の父である後三条天皇の代からであるという（前掲註（5））。

なお、神社行幸の成立や一連の流れについては岡田莊司氏の前掲論文「神社行幸の成立」（『平安時代の国家と祭祀』続群書類従完成会、1994年所収、1991年初出）に詳しく、神社行幸の対象となる10社への円融朝～高倉朝の行幸日と対象社が表にまとめられている。それによれば、一条朝以来、石清水・賀茂行幸は大嘗祭の翌年に必ず行われる代始儀式に位置づけられ、白河天皇は恒例の代始儀式としての1回の石清水・賀茂行幸に加え毎年両社へ行幸するという異例のことを行つたという。

また、院政期には白河院を始め、度々石清水・賀茂御幸が行われており、特に石清水御幸が賀茂御幸をやや上回る傾向にある（資料2）。

- (42) 増補史料大成『永昌記』嘉承元年7月27日条、大日本古記録『殿暦』天永元年12月12日条・13日条・21日条。
- (43) 「石清水祠官系図」(前掲註(6))。
- (44) 角川書店『平安時代史事典』(「紀家子」の項目は西井芳子による)。
- (45) 「石清水祠官系図」(前掲註(6))によれば、石清水の祠官家(紀氏だけでなく、栗林氏などの諸氏も含む)において、美濃局以前に皇子の生母となった女子の例はみられない。
- (46) 「石清水祠官系図」(前掲註(6))。
- (47) 「石清水祠官系図」(前掲註(6))。
- (48) 成清と源有仁の関係は、『古事談』では「相具小大進、祇候于花園左大臣殿家」とあり、「石清水祠官系図」(前掲註(6))では成清が「花園左大臣公御養子」であると記載されている。
- (49) 石清水の祠官職経験者の傾向として、少別当などを経て下から順当に位を進めていくようである。したがって、職掌に關がでれば、臘次に従って順当に繰り上がって転任することとなり、初めから数に含まれていなかったであろう成清が入る余地は無かったはずである。後に成清が石清水修理別当として入ることが出来たのは、鳥羽院の意向に加え、偶々最清の死去により關が出たからである。ただ、基本的に臘次には忠実なようであるが、元命系にみられたように、例外的に臘次の超越が行われることもあるようである。
- (50) 国史大系一八『古事談』「神社仏寺(石清水)」。なお、紀氏と音楽については伊東玉美「八幡の神と音楽」(神社と神道研究会編『八幡神社 歴史と伝統』勉誠出版、2003年所収)に詳しい。それによれば、成清に限らず、紀氏はこのような管弦や歌といった芸能との関わりが浅くなく、石清水の祠官としての紀氏が芸能による社交の場でも相応の存在を持っていたと考えられる。ここで、参考に「石清水祠官系図」(前掲註(6))にみられる紀氏の歌人等を挙げると次のとおり。
- 光清：金葉集作者之内。歌一首入。
- 小侍從局(光清女子)：歌仙。歌人。待宵小侍從是也。
- 成清(光清子息)：新古今入。
- 幸清(成清子息)：新古今集以後千載集作者入。歌人也。
- 昭清(増清子息)：新拾遺集家隆卿歌言葉書。
- 行清(宗清子息)：続古今集作者之内。歌三首入。
- (51) 『古事談』「神社仏寺(石清水)」(前掲註(50))。
- (52) 宮地直一「源氏と八幡宮」(中野幡能編『八幡信仰事典』戎光祥出版、2002年、初出1956年)。
- (53) 前掲註(52)。
- (54) 前掲註(8)。
- (55) 「石清水祠官系図」(前掲註(6))。
- (56) 光清以降の紀氏の女子における皇族への出仕者は12人に及び(資料4—①)、一方、ほぼ同時期の賀茂社の場合は6人である(ただし、特に女子に関する情報の場合、系図の詳細さには差異が生じると考

えられるので、あくまで参考としての数字である）（資料4—②）。

系譜別にみると、成清の系譜では祐清・棟清・尚清が女子を出仕させている。一方、勝清の系譜では、勝清と後白河院の関係などがありながらも初めて女子を出仕させたのは宗清のときであった。それ以降は宗清に続き行清・良清と三代続けて出仕させている。

- (57) 大日本古文書「石清水文書」336号、女子については「石清水祠官系図」（前掲註（6））を参照。
- (58) 前掲註（7）。
- (59) 前掲註（1）。
- (60) 前掲註（1）。
- (61) 前掲註（1）。
- (62) 前掲註（1）、『石清水八幡宮史』首巻「社領（坊領并社務領）」（前掲註（9））。
- (63) 『石清水八幡宮史』首巻「社領（坊領并社務領）」（前掲註（9））には、「美濃局の所領は観音堂領の外猶多かりしも、周防国遠石別宮の外今之を明にする能はざるを遺憾とす。」とある。
- (64) 大日本古文書「石清水文書」150号、同151号→明知庄を大塔院領と定める、同152号→明知庄を光清から美濃局、美濃局から道清へ付属。
- (65) 大日本古文書「石清水文書」172号→観音堂領の内容及び光清から美濃局へ付属、同157号、同158号→光清から伝えられた美濃局の所領を道清門跡が相伝領承。
- (66) 大日本古文書「石清水文書」157号、同158号
- (67) 大日本古文書「石清水文書」157号、同158号によれば、美濃局の所領が田中家の坊領へ伝えられていった流れは、次のとおり。①保延4年「鳥羽院々庁下文」により、光清が美濃局に伝えた所領は、美濃局に付属のまま慶清が領承（美濃局の所領は猶子である道清が、その付属を預かる身であったが、当時、道清が幼かったため、実父である慶清が領承した）。②安元2年6月10日付「後白河院々庁下文」により、美濃局の所領を慶清門跡が相伝領承。③建仁4年正月29日付「後鳥羽院々庁下文」により美濃局の所領を道清門跡が相伝領承。
- (68) 『石清水八幡宮史』一輯（前掲註（34））805頁「石清水八幡宮末社記」には「白河院御願」とあり、同「宮寺舊記」には「件塔婆者、白河院 鳥羽院 両御代勅願也」とあるのみで、施主については明記されていない。ただし、前掲註（34）でふれたとおり、飯沼賢司氏は光清が白河院御願の大塔を建立したとしている。
- (69) 大日本古文書「石清水文書」172号では、光清から美濃局に伝えられた荘園の内、鴨部、新宮、山本、相博庄、田井、生夷の6ヶ所は「宮御願」の観音堂領とする。同172号追勘では、美濃局、観音堂を建立。『石清水八幡宮史』首巻「社領（坊領并社務領）」（前掲註（10））では、美濃局が道恵法親王の御願として観音堂を建立。
- (70) 『石清水八幡宮史』首巻「社領（坊領并社務領）」（前掲註（10））には、田中坊領を列記した中に、「阿波国堀江庄」とある。
- (71) 『石清水八幡宮史』一輯（前掲註（34））806頁「宮寺舊記」。

- (72) 「石清水祠官系図」(前掲註(6))。
- (73) 大日本古文書「石清水文書」157号。
- (74) 野村育世「家領の相続に見る九条家」(『日本家族史論集9 相続と家産』(吉川弘文館、2003年) 所収、初出『日本歴史』481号、1988年)。
- (75) 大日本古文書「石清水文書」172号。
- (76) 大日本古文書「石清水文書」157号。
- (77) 前掲註(8)。
- (78) 前掲註(8)。
- (79) 前掲註(8)。
- (80) 前掲註(1)、大日本古文書「石清水文書」620号→権別当慶清を弥勒寺講師・喜多院々司職に補任、同420号→権別当成清を弥勒寺講師職に補任、同629号→別当慶清を弥勒寺講師・喜多院々司職に還補、同422号→権別当成清を弥勒寺講師・喜多院々司職に還補。
- (81) 大日本古文書「石清水文書」670号「法印棟清契状」(貞応3年11月)と「石清水文書」671号「法印宗清契状案」(貞応3年11月)から、当時、既に宮内において職掌をめぐる濫望が常態化し、問題となっていたことが伺われる。
- (82) 大日本古文書「石清水文書」672号「法印宗清契状案」(嘉禄元年9月24日)。
- (83) 前掲註(82)。
- (84) 但し一人については「石清水祠官系図」(前掲註(6))に「イ本 熊野先達下僧為夫居住于白河辺也」ともある。
- (85) 「石清水祠官系図」(前掲註(6))。
- (86) 前掲註(8)。

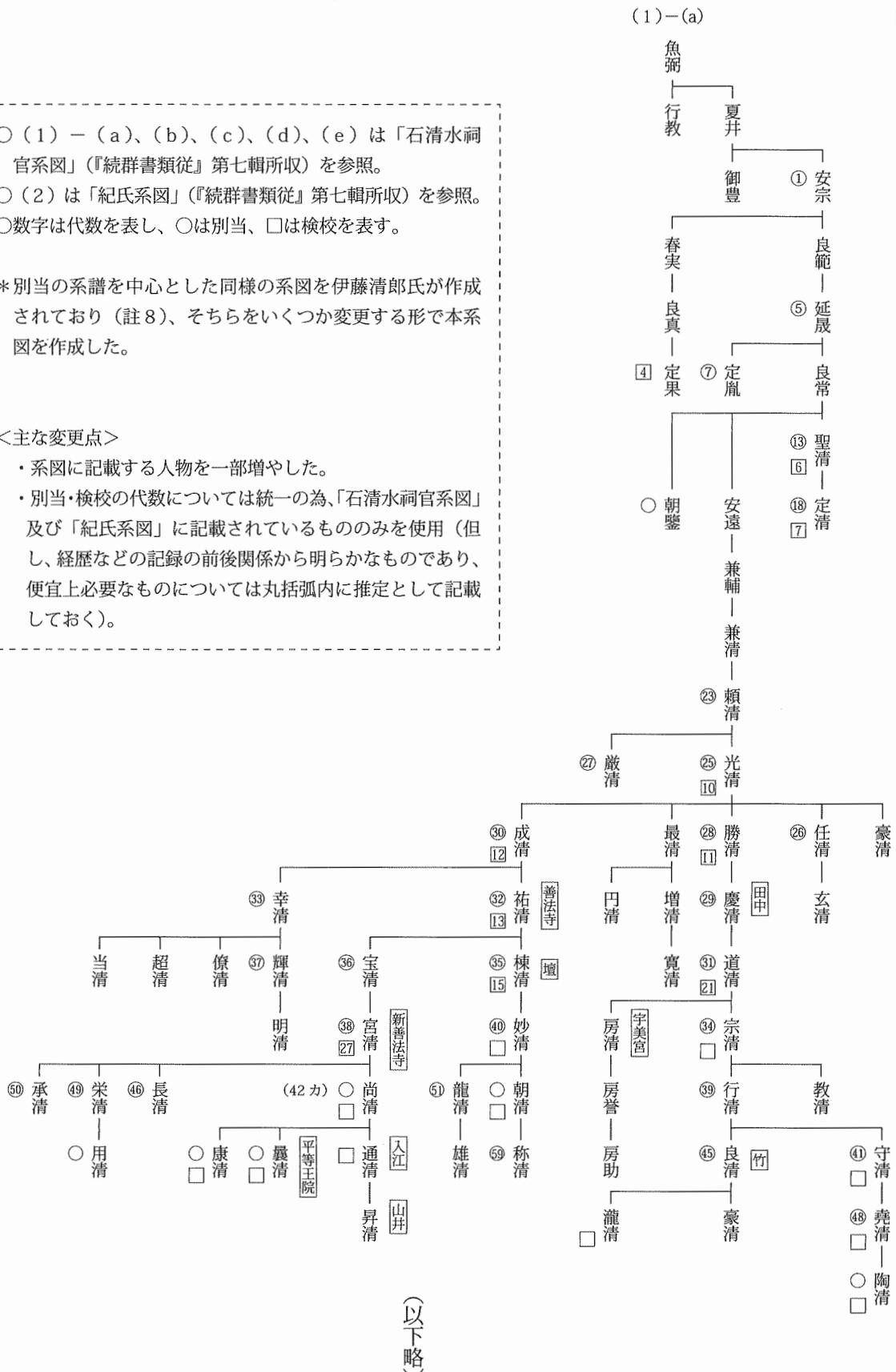
資料1
【石清水別当・検校の系譜】

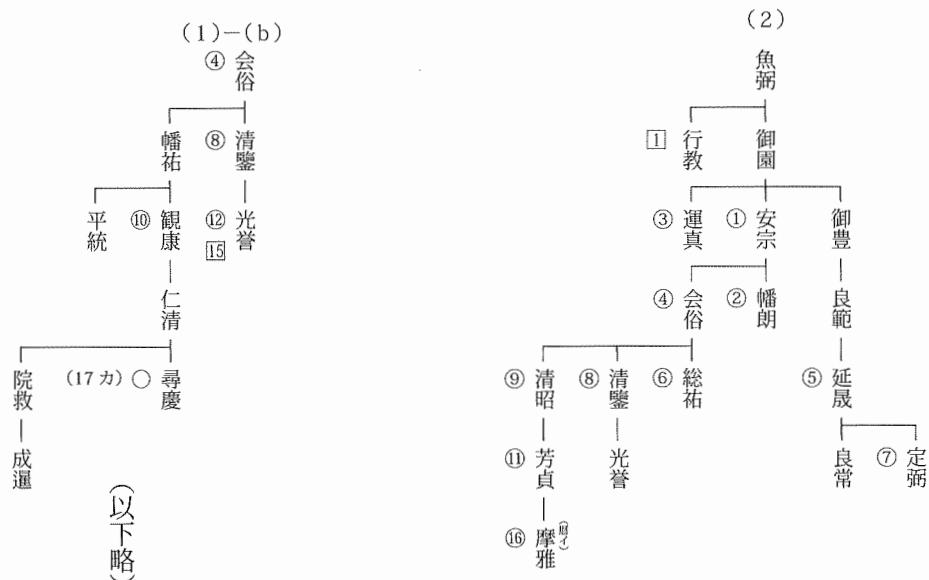
- (1) - (a)、(b)、(c)、(d)、(e)は「石清水祠官系図」(『続群書類従』第七輯所収)を参照。
- (2)は「紀氏系図」(『続群書類従』第七輯所収)を参照。
- 数字は代数を表し、○は別当、□は検校を表す。

*別当の系譜を中心とした同様の系図を伊藤清郎氏が作成されており（註8）、そちらをいくつか変更する形で本系図を作成した。

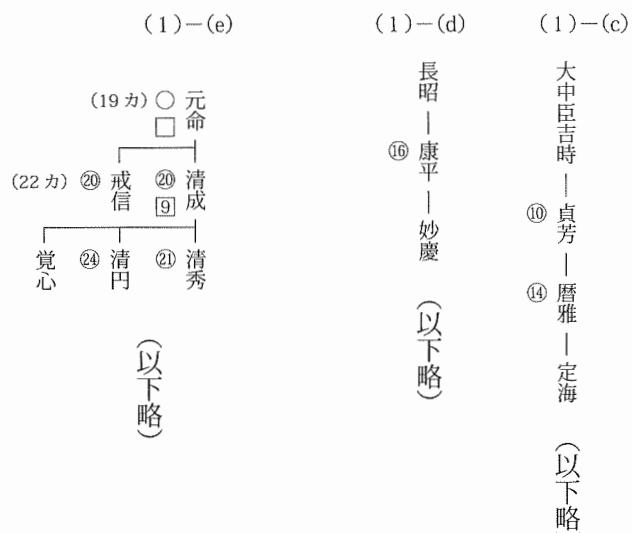
＜主な変更点＞

- ・系図に記載する人物を一部増やした。
 - ・別当・検校の代数については統一の為、「石清水祠官系図」と
及び「紀氏系図」に記載されているもののみを使用（但し、経歴などの記録の前後関係から明らかなものであり、便宜上必要なものについては丸括弧内に推定として記載しておく）。





(以下略)



(以下略)

資料2 【石清水・賀茂への行幸・御幸の回数（朱雀～後醍醐朝）】

石清水八幡宮		
	行幸	御幸
朱雀		
村上		
冷泉		
円融	1	1
花山		
一条	2	
三条		
後一条	2	
後朱雀	2	
後冷泉	5	
後三条	1	1
白河	10	13
堀河	3	
鳥羽	6	13
崇徳	7	
近衛	3	
後白河	1	17
二条	6	
六条		
高倉	5	
安徳		
後鳥羽	2	28
土御門	1	
順徳	3	
仲恭		
後堀河	1	
四条	1	
後嵯峨	1	35
後深草	2	21
龜山	1	18
後宇多	2	12
伏見	1	14
後伏見	1	12
後二条		
花園		
後醍醐	2	

賀茂社		
	行幸	御幸
朱雀		1
村上		
冷泉		
円融		1
花山		
一条		2
三条		1
後一条		2
後朱雀		1
後冷泉		3
後三条		1
白河		10
堀河		3
鳥羽		5
崇徳		5
近衛		3
後白河		1
二条		3
六条		
高倉		5
安徳		
後鳥羽		2
土御門		1
順徳		2
仲恭		
後堀河		1
四条		1
後嵯峨		1
後深草		1
龜山		1
後宇多		2
伏見		1
後伏見		1
後二条		
花園		
後醍醐		2

資料3 【石清水祠官の女子と婚姻相手（貴族）】

【光清】

女子（小侍従局）・中納言伊美室。

女子・辛橋宰相従一位親房卿室。
女子・二位中将基輔室。

【成清】

女子・源資賢室。通家母。

女子・按察中納言（葉室）光親卿室。

女子・刑部卿宗雅室。源三位顯兼母。

【勝清】

女子・權大納言定輔卿室。

【幸清】

女子・源資賢室。通家母。

女子・權大納言高実卿室。

【慶清】

女子・藤大納言定輔卿室。

【円清】

女子・権大納言定輔卿室。

【従一（三）イ位】

女子・二條侍従博輔朝臣室。

【壽清】

女子・多田藏人室。

女子・吉田前皇后宮亮資通室。通俊^{ひでの}女。

女子・延命姫・守清室。堯清母。後

久我太政大臣通雄公

卿御臺所。

女子・四條三位隆盛卿室。隆豪母。

女子・光輝姫・尚清室。後嫁蘭宰相。

女子・宣衡室。（女子・為氏卿室。）

女子・江三位重房卿室。

女子・宣衡室。

女子・助泰室。

【祐清】

女子・三條侍従三位伊成室。

*表の作成には『石清水八幡宮史』首巻及び東京大学資料編纂所
(http://www.hi.u-tokyo.ac.jp/index_j.html) データベース検索を利用

*「石清水八幡宮祠官系図」（『続群書類従』第七輯所収）を参照。
*株清、尚清の女子については、婚姻相手の姓などが不明のため、参考としてここに挙げるものとする。

資料4—①【石清水祠官の女子による皇族への出仕】

資料4—②【賀茂社祠官の女子による皇族への出仕】

【元命】

女・郁芳門院女房

【兼清】

女・鳥羽帝皇后女房

【光清】

女・小侍従（二條院女房）

【尚清】

女・美濃局（待賢門院女房、鳥羽院女房）

【良清】

女・玄輝門院女房
＊「伏見院御子懷孕。依難産死去。」との記載あり。

【家平】

（高倉院 神主4カ年）
女・近衛院女房「宇禮志佐」

【能久】

（順徳院 神主8カ年）
女・院女房「讃岐局」

【裕清】

女・殷富門院女房

【最清】

女・（異本）衣笠女院女房

【宗清】

女・北白河院女房

【棟清】

女・四條院女房

【久繼】

女・土御門院女房

（四条 後嵯峨 後深草 神主20年）（能久の息子）
「官女」・院女房 三河局

*「石清水八幡宮祠官系図」（『続群書類從第七輯所収』）を参照。

*「賀茂社家系図」（『神道大系』朝儀祭祀編一代要記（二）所収）を参照。

表紙の解説

	1 2 3
5 (裏)	4
	(表)

- 1 聞き取り調査の様子
- 2 善法律寺と紅葉（提供：善法律寺）
- 3 石造物調査の様子
- 4 安居橋と桜（撮影：中井正寛氏）
- 5 中ノ山墓地 十三仏の阿弥陀像（撮影：中井正寛氏）



京都府立大学文化遺産叢書 第4集

八幡地域の古文書・石造物・景観
－地域文化遺産の情報化－

編 集 東 昇（京都府立大学文学部歴史学科准教授）

竹中 友里代（同 特任助教）

発 行 京都府立大学文学部歴史学科

〒 606-8522 京都市左京区下鴨半木町 1-5

発行日 2011年3月31日

印 刷 三星商事印刷株式会社

〒 604-0093 京都市中京区新町通竹屋町下ル